

私は、日本共産党市議団を代表して、「尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書」について賛成する立場から、討論をおこないます。

尖閣諸島の領有権について、日本共産党はすでに 1972 年、「尖閣列島問題に関する見解」を出し、日本の領有権は明確との立場を表明しました。それは、歴史的経過や国際法にもとづき、これらの島とその周辺が日本の領土・領海であり、今回の事件を受け、あらためて見解を公表しました。

今回の事件で政府の対応が問題なのは、外務大臣が「国内法令に則り、厳正に対処する」と明言しながら、地検が突然「処分保留」で釈放したことです。「我が国国民への影響や、今後の日中関係を考慮した」との理由を明らかにしていますが、政府からその経過や釈放に至る明快な説明がありませんでした。国家主権にかかわる問題であり、こうした態度は許されません。

この事件において中国が強硬姿勢なのは、中国が尖閣諸島の領有権を主張しているからです。ところが、政府は国会答弁でも認めているように、事件後の重要な国際舞台で、日本の領有権の根拠・正当性を堂々と主張していません。

尖閣諸島は、古くからどの国の領有も支配も及んでいない島でした。1894 年に日本人がはじめて探検し、翌年に政府に対し貸与願いを申請し、政府は必要な現地調査をおこない、1895 年 1 月に閣議決定で日本の領土に編入しました。これが最初の領有行為であり、日本の実効支配が続いています。

所有者のいない無主(むしゅ)の地に対しては、国際法上、最初に占有した先占(せんせん)にもとづく実効支配が認められています。意見書が述べているように、1970 年代にいたる 75 年間、中国などから一度も異議が出されていません。

中国と台湾が、領有権を主張しはじめたのは、1969 年に国連アジア極東経済委員会の報告書で、尖閣諸島の周辺の海底に石油・天然ガスが大量に存在する可能性が指摘された後の 1970 年代に入ってからです。尖閣諸島に中国・台湾の住民が住んだ記録はなく、中国が領海法に「中国領」と書き込んだのが 1992 年であり、それまでは領海の「区域の外」と記載されています。

領海は、国際法上、その国が排他的に主権を行使する領域です。尖閣諸島付近の日本の領海で、中国などの違法な操業を取り締まるのは当然です。同時に、紛争は領土をめぐるものを含め「平和的手段により国際の平和、外交、安全、正義を危うくしないように解決しなければならない」のが、国連憲章や国際法

の大原則です。

日本政府が尖閣諸島の領有権には明白な国際法上の根拠があることを国際舞台と中国に対して理を尽くした主張をおこない、尖閣諸島海域での操業・航行する漁業者の安全確保と今回のような事件を再発防止のため必要な交渉を積極的にすすめていく強い外交力を発揮するようにもとめて、意見書に対する私の賛成討論を終わります。